

## 新しい国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の郵送

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は、7月31日(水)までです。新しい被保険者証を、7月中旬以降に簡易書留で加入者に郵送します。有効期限の過ぎた被保険者証は使えません。

配達時に不在の場合は、「国民健康保険被保険者証お預かりのお知らせ」がポストに投かんされるので、郵便局に再配達の日時を連絡してください。

受け取った被保険者証は大切に保管して、8月1日(木)から使用してください。

国民年金課

☎・📠(582)1120  
FAX(583)9738

## 国民年金保険料の免除・猶予申請

国民年金保険料の納付が経済的に困難な人を対象に、保険料の免除または猶予の申請を受け付けています。申請後、日本年金機構による審査を経て、免除・猶予が受けられるかどうか決定されます。免除の承認を

受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。  
申請対象期間

令和6年7月分  
令和7年6月分

⑤年金手帳など(年金番号が分かるもの)またはマイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とする申請は、別途書類が必要な場合があります。

※同世帯以外の人が代理で申請する場合は、申請者の委任状が必要です。

④郵送もしくは



マイナポータル

直接、左記のいずれかへ申請。または、マイポータルから申請。

③他免除は、過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分)までさかのぼって申請できます。

☎・日本年金機構

草津年金事務所

☎(567)2220  
FAX(562)9638  
☎・📠(582)1120  
FAX(583)9738

・国民年金課

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

☎・国民年金課 ☎・📠(582)1120 FAX(583)9738

・後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 FAX(522)3023

### 新しい被保険者証[8月1日(木)から有効]を送付します

後期高齢者医療制度の加入者全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。有効期限の過ぎた被保険者証は使えません。

### 被保険者証廃止後の取り扱い

被保険者証は、12月2日(月)に廃止され、新たに発行できなくなります。被保険者証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの人は、今後もマイナ保険証を利用してください。

マイナ保険証、有効な被保険者証のいずれもお持ちでない人には、「資格確認書」を交付します。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(限度額証)を更新します。マイナ保険証をお持ちの人は、限度額証が不要です

7月31日(水)まで有効の限度額証をお持ちで、8月以降も該当する人は、新しい限度額証を被保険者証に同封します。対象となる人で、限度額証をお持ちでない人は被保険者証と本人確認ができるものを持参のうえ、国民年金課で手続きしてください。

### 保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

被保険者に、令和6年度の保険料や納付方法についての通知書を、7月中旬に送付します。

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得に基づいて計算されます。

納付方法は、公的年金から引き落とされる「特別徴収」と納付書か口座振替で納付する「普通徴収」があります。



薄緑色(うぐいす色)です